

付加価値税 | 還付対象となりうるケース

2025年2月

■ 文書

税務総局は、2025年1月10日付で、VAT還付に関するオフィシャルレター 147/TCT-CSを発行しました。

■ ポイント

投資プロジェクトに対するVAT還付の対象ではないものの、物品・サービスを輸出しており、輸出した物品・サービスの生産、事業活動に有用な投資、建設、固定資産の仕入VATがある場合、政令DECREE 146/2017/ND-CP、通達CIRCULAR 25/2018/TT-BTCの規定に従い、これらの仕入VATを集計し、輸出物品・サービスに対する還付可能なVAT額を決定できます。

■ お問い合わせ

✓ ベトナム進出支援 ✓ 月次記帳 ✓ 税務申告 ✓ ライセンス ✓ ビザ ✓ M&A

NAC (Vietnam) Co., Ltd.

- ▶ ハノイ事務所
- ▶ ホーチミン事務所
- ▶ ウェブサイト
- ▶ Email

設立：2009年（クライアント数300社以上）

TEL：028-3914-7725

<http://www.nacglobal.net/contact/>
vn@nacglobal.net

当社では、掲載情報の正確さには万全を期しておりますが、その内容について保証するものではありません。
利用者が本掲載内容を用いて行う一切の行為、意思決定に対して、当社では一切の責任を負いません。